

原子炉安全専門審査会原子炉火山部会の活動状況について

令和2年12月15日

原子力規制庁

原子炉安全専門審査会原子炉火山部会第9回会合（令和2年10月20日）について、以下にその活動状況を記す。

【発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価】

原子力規制庁は、令和2年6月18日に九州電力(株)から提出された「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果について（2019年度報告）」に関して、評価過程が適切かつ確実になされていること及び監視対象火山の活動状況には変化がないとしていることを確認して妥当と判断するとともに、「火山モニタリングにおける『観測データに有意な変化があったと判断する目安』について 報告書」¹に記載のチェックリストに該当する項目はないことを確認した原子力規制庁の報告書を第9回会合へ提示した。同会合では、九州電力(株)による「監視対象火山の活動状況に変化はない」とする評価結果に対して委員から了承を得た。

一方、委員から、以下の意見がだされ、原子力規制庁から九州電力(株)に対して、今後の報告に反映するように求めた。

○始良カルデラ周辺の水準測量結果について、非常に長期的な地殻変動が重要なので、測量結果だけを提示するのではなく、解釈を加えた方が良いのではないかと。また、京都大学等のデータを含めれば、測地データとして一番長期のデータがそろっているのが水準測量であるため、測量結果の解釈に当たり、これらのデータを含めて検討してはどうか。

○GNSSの基線長の評価や地震活動の増減の評価は行われているが、例えばGNSSであれば、何らかの曲線回帰をして、変化があることを確かめる、あるいは地震活動の変化については、数が増えていないということを確認するために、統計モデルに基づいて評価を行い議論するなど、定量的な評価を行うことを今後検討して欲しい。

¹ 「火山モニタリングにおける『観測データに有意な変化があったと判断する目安』について 報告書」(令和2年3月6日、原子炉安全専門審査会原子炉火山部会)